

# 詳細調査候補地の選定経緯・詳細調査の内容について

---

平成26年5月26日

# 指定廃棄物処分場の選定に関する検討経緯について

## これまでの経緯

指定廃棄物:ごみ焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等について、12都県で143689トンが発生(平成26年3月31日現在)

- (1)放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日完全施行)  
放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰等の指定廃棄物は、国が処分。
- (2)特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)  
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (3)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)  
指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。
- (4)処分場の候補地提示(平成24年9月)  
栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

## 新たな選定プロセス

- 平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の最終処分場の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

### 市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

- ・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。  
地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

### 専門家で構成される有識者会議による評価の実施

- ・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。  
候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

### 候補地の安全性に関する詳細調査の実施

- ・候補地の安全性に関する詳細調査  
(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

### < 宮城県における市町村長会議の経緯 >

- 第1回:H24.10.25
- 第2回:H25.3.28
- 第3回:H25.5.29
- 第4回:H25.11.11  
宮城県における候補地の選定手法が確定。
- 第5回:H26.1.20  
詳細調査の候補地を3カ所提示。

# 指定廃棄物の集約処分の必要性について

- ・指定廃棄物は、保管している各県において県内処理を進める方針
- ・安全な管理、用地確保の観点から、県内1カ所の最終処分場に集約して処理

処分場の県内1カ所設置については、宮城県第1回市町村長会議(平成24年10月)にてご理解。



農林業系副産物



浄水発生土

宮城県における8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管量(平成26年3月末現在)(単位:t)

・浄水発生土	1,011t	
・農林業系副産物	3,907t	など
・合計	4,957t	

# 指定廃棄物での処分場の安全性の確保について

- ・焼却などの減容化を行った指定廃棄物や不燃性の廃棄物は、処分場で埋め立てます。
- ・埋立終了後は、コンクリートおよび土壌で覆うとともに、監視期間に移行し、長期間にわたり点検・維持管理を行います。

処分場の安全性は、宮城県第2回市町村長会議（平成25年3月）にてご説明し、一定のご理解。

- ◆ 処分場の構造は、**放射性物質を含む廃棄物の影響を遮断**するため、コンクリートに囲まれた遮断型構造とします。
- ◆ 埋立期間中には屋根と囲いを設置し、雨水が処分場内に浸入することを防ぎます。
- ◆ また、コンクリート壁の立ち上がり部分を地上面より高くすることで、雨により生じた**表流水(地表面を流れる水)**が処分場内に浸入することを防ぎます。
- ◆ 処分場は深さ約8 mの地下埋設型のコンクリート構造であり、雨水により土壌にしみこんだ水が処分場内に浸入することを防ぎます。
- ◆ これによって、地下水及び表流水が廃棄物に接触しないようにするとともに、**放射性物質が外部に漏れ出すことを防ぐ**ことができます。

処分場の構造



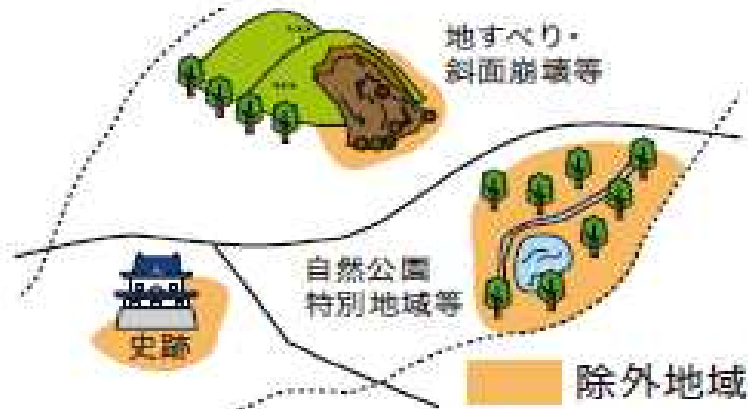
表流水の浸入防止

地下水の浸入防止

# 指定廃棄物処分場の選定手法について

- ・観光への影響も配慮するなど、宮城県の地域の実情に配慮した候補地の選定手法を確定。
- ・選定における評価項目・基準、評価に用いる具体的なデータについても、選定手法の一部として決定。

宮城県における候補地の選定手法は第4回市町村長会議(平成25年11月)において確定。  
(参考資料1)



## 自然災害の危険性や自然環境の保全を考慮

除外

地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没のおそれがある地域  
自然公園特別地域など  
史跡・名勝・天然記念物

## 観光への影響も配慮

年間入込客数がそれぞれ50万人以上の観光地点が所在する市町村の行政区を除外

除外項目の詳細については、参考資料1(別紙)を参照。5

# 指定廃棄物処分場の選定結果について

市町村長会議において確定した選定手法に基づき、宮城県第5回市町村長会議(平成26年1月)において詳細調査候補地となる3カ所を提示。

## 安全等が確保できる地域を抽出

- ・自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期すために避けるべき地域を除外
- ・特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域を除外

## 地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域を抽出

- ・地域特性として観光への影響に配慮 (年間入込客数50万人以上の観光地を除外)

## 必要面積を確保した土地の抽出

- ・利用可能な国有地及び県有地を対象とし、必要な面積(約2.5ha)を十分に確保できるなだらかな地形の土地を抽出 [17ヶ所(6市町)を抽出]

## 安心等の地域の理解がより得られやすい土地の選定

- ・生活空間との近接状況、  
水源との近接状況、  
自然度から評価 (指定廃棄物の保管量については評価しない)
- ・適性評価方式により詳細調査の候補地を絞り込み [8ヶ所(3市町)]
- ・その後、総合評価方式により詳細調査の候補地を選定 [3ヶ所(3市町)]

# 詳細調査の実施について

詳細調査の実施内容は、選定手法の一部として、宮城県第4回市町村長会議(平成25年11月)において確定。

## 詳細調査の対象

- ・総合評価の結果として選定された3ヵ所の詳細調査の候補地

## 詳細調査の目的

- ・必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能なことを確認。
- ・地元のご意見・ご懸念事項に応えるためにも必要。

## 候補地について詳細調査結果による安全性の評価

- ・ 有識者会議による評価を実施



候補地選定の際に行った安心等の観点からの総合評価の結果、詳細調査の評価結果等から総合的に判断し、国が最終的な候補地(1ヵ所)を提示。

# 詳細調査の実施について

## 詳細調査において実施する内容

### 地質・地盤調査

処分施設設置の安全性を確認するため、候補地の地質・地盤性状及び地下水性状を把握することを目的に、文献調査、地表地質踏査、調査ボーリング、弾性波探査、標準貫入試験、現場透水試験等を実施。

### アクセス性

施設への運搬車両のアクセス性を確認することを目的として、既存道路状況及び候補地までのアクセス道路のルートを把握する。

### 土地の権利関係等

候補地及びアクセス道路の土地の使用の問題ないことについて確認するため、候補地及びその周辺の土地所有者、土地使用者等を確認する。また、各種法令の手続きを確認する。



# その他関連調査の実施について

## その他関連調査の目的・対象

- ・最終的な候補地について、生活環境影響調査、動植物調査を実施
  - ・ただし、これらの調査の一部については、候補地全てについて先行して詳細調査と同時期に開始予定。既存文献等による調査をベースとして、必要に応じて現地でのデータ収集を実施する。
  - ・予測や対策については最終候補地決定後に実施
- なお、これらの調査は詳細調査の評価に影響を及ぼすものではない

## 生活環境影響調査

施設を設置した場合に周辺環境への影響が懸念される項目の現況を把握し、影響を予測し、生活環境保全対策等を検討することを目的として、生活環境影響調査を行う。  
資料調査、現地調査を行い、候補地及びその周辺の生活環境の現況を把握  
調査項目、調査方法は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準拠して決定  
候補地及びその周辺の空間線量についても現況を把握

## 動植物調査

候補地及びその周辺の動植物の現況を把握することを目的として動植物調査を行う。  
既存文献や資料調査を基本として、専門家等へのヒアリングも行い、候補地及びその周辺に生息・生育する重要な種、群落等の情報を収集し、施工時における配慮事項について検討・整理

「宮城県における処分場候補地の選定手法」では、動植物調査の調査区域は、計画地及びアクセス道路としていたが、アクセス道路を新設する予定がないため、候補地及びその周辺について調査を行う。